

新宿区自立支援特殊寝台の貸与に関する要綱

- 18 新健介給第 336 号決定
- 18 新健介給第 640 号決定
- 18 新健介給第 1065 号決定
- 19 新健介給第 1291 号決定
- 20 新福介給第 1212 号決定

(目的)

第1条 この要綱は、平成18年3月31日現在、介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する福祉用具貸与のうち特殊寝台を貸与されている者で、平成18年4月1日の介護保険制度の改正に伴い特殊寝台の貸与の対象外となる者に対して、新宿区(以下「区」という。)が軽度者用の特殊寝台(以下「特殊寝台」という。)を貸与することにより、居宅での自立した日常生活を促進することを目的とする。

(対象者)

第2条 この事業の対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 平成18年3月31日現在、特殊寝台を貸与されていた者で平成18年4月1日の介護制度の改正により貸与の対象から除外され、経過措置の対象となった者
- (2) 申請時に要支援または要介護1の者
- (3) 軽度者用の特殊寝台を必要としている者
- (4) 区の被保険者である者
- (5) 区に住民登録のある者
- (6) 対象者を含む世帯全員が第5条第1項に規定する貸与の申請のあった月の属する年度(申請のあった月が4月から6月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税(特別区民税を含む。)が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者(当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)

(貸与品)

第3条 区が指定した機種(付属品含む)とする。

(貸与の申請等)

第4条 特殊寝台の貸与を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、「自立支援特殊寝台貸与申請書」(第1号様式)により区長に申請するものとする。

- 2 区長は、前項の申請を受けた場合は速やかに内容を調査し申請者に決定を行うものとする。
- 3 前項の調査の結果、区長は申請者に対し貸与を認めた場合は貸与の決定の旨を、貸与が認められない場合は認められない理由をそれぞれ付して、「自立支援特殊寝台貸与決定通知書」(第2号様式)により通知するものとする。

(貸与の終了)

第5条 貸与の対象者は、次に掲げる事由が生じたときは、速やかに区長に「自立支援特殊寝台貸与終了届出書」(第3号様式)により届けるものとする。

- (1) 転出、死亡により区の被保険者でなくなったとき
- (2) 軽度者用特殊寝台の貸与が必要でなくなったとき
- (3) その他区長が必要でないと認めたとき

2 前項の規定にかかわらず、貸与の対象者の要介護区分が非該当又は介護 2 以上となった場合で、貸与が必要と認められるときは、貸与の決定をした期間まで貸与を受けることができる。

(貸与に係る負担額)

第 6 条 貸与に係る負担額は、別表のとおりとする。

(貸与の取消)

第 7 条 区長は、貸与の申請に不正が認められたときは、貸与を取り消すことができる。

(補則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか特殊寝台の貸与に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 18 年 9 月 15 日から施行する。
- 2 第 5 条の規定による申請、決定及び通知は、この要綱の施行前においても、同条の規定の例により行うことができる。

附 則

この要綱は、平成 18 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 既に第 4 条第 1 項に規定する貸与の申請を行い、平成 20 年 3 月 31 日までの貸与の認定を受けている者については、同年 6 月 30 日まで有効期限を延長するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

別 表

(1月あたりの貸与料金表：消費税等を含む)

		A 貸与料金	B 区負担額	C (A-B) 利用者負担額
寝 台 (手すり1本付)	月 額	2,360円	2,130円	230円
	月額1/2	1,180円	1,070円	110円
マットレス	月 額	1,680円	1,520円	160円
	月額1/2	840円	760円	80円

※ 月額1/2貸与料金とは、貸与開始日が月の16日以降の場合または、終了日が月の15日以前の場合の料金。

なお、同月の開始・終了の場合は月額貸与料金とする。